平成２２年（フ）第２８７号
群馬県前橋市二之宮町915番地８　Ｓハイツ101号
債務者　穂坂　　直
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２９０号
群馬県前橋市元総社町2152番地
債務者　後藤　建次
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２５４号
埼玉県羽生市中央５丁目11番18号
債務者　村岡　明広
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２３２号
静岡県沼津市原町中２丁目２番地の８
債務者　白橋　博和
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
愛知県一宮市千秋町塩尻字山王56番地
債務者　上村　久子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２４６号
愛知県犬山市大字羽黒字小豆田８番地39
債務者　中村　郁子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１６８７号
京都市伏見区向島丸町４番地７　向島市営住宅８－１棟909号野原康子方
債務者　高田　直人
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４２９号
京都市西京区桂乾町49番地３
債務者　山本　公子（旧姓河合）
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４４７号
京都府木津川市木津神田６番地28
債務者　髙橋三保子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５５９号
京都市左京区一乗寺地蔵本町２番地３　シティヴィラ高野502
債務者　井上　敏次
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７５４号
京都市上京区松屋町通下立売上る一町目627番地１
債務者　森脇　　薫
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８６７号
京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町569まつやハイツ108号、住民票上の住所京都市伏見区深草大亀谷大山町44番地の８
債務者　千原　昌久
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６６８号
大阪府南河内郡千早赤阪村大字川野邊193番地の２
債務者　中谷　　薫
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６９５号
大阪府藤井寺市藤井寺３―10―９、住民票上の住所神戸市灘区都通４丁目２番８―705号
債務者　松浦　　剛
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６９８号
堺市南区高倉台３丁２番３―1007号
債務者　井坂　幸枝
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７０１号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番345―204号、前住所堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地３号棟728号室
債務者　ネイルサロンはなこと　緒方　未佳（旧姓松橋）
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７１２号
大阪府羽曳野市野々上４丁目２番16号
債務者　今村　勝義
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係